

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	新富町

## 新富町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 産業振興課  
所在地 新富町大字上富田7491番地  
電話番号 0983-33-6034  
FAX番号 0983-33-4862  
メールアドレス [torihara-526@town.shintomi.lg.jp](mailto:torihara-526@town.shintomi.lg.jp)

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	サル、イノシシ、シカ、アナグマ、カラス、カルガモ、ドバト、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	宮崎県新富町

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	0.80	794
	サツマイモ	0.40	365
	牧草	0.15	72
	合計	1.35	1,231
シカ	牧草	0.06	31
	サツマイモ	0.05	57
	合計	0.11	88
サル	スイートコーン	1.10	543
	ダイコン	0.20	221
	サツマイモ	0.54	638
	合計	1.84	1,402
アナグマ	メロン	0.06	659
	スイートコーン	0.15	546
	サツマイモ	0.04	41
	合計	0.25	1,246
カラス、カルガモ、ドバト、カワウ	令和3年度被害なし		
	合計	0.00	0
	合計	0.00	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

イノシシ・・・従来は山間地を中心に被害が発生していたが、近年では里まで下りてくる傾向にあり、主に甘藷や野菜等へ恒常的な被害が発生している。  
 シカ・・・従来は山間地を中心に被害が発生していたが、近年では里まで下りてくる傾向にあり、主に甘藷や飼料作物等へ恒常的な被害が発生している。  
 サル・・・山間地に生息し、山際の集落で被害が大きい。特に、甘藷やスイートコーン等へ恒常的な被害が発生している。  
 アナグマ・・・町内一円に生息しており、近年出没が多くなり、主に野菜等への食害被害が増加している。  
 カラス、カルガモ、ドバト、カワウ・・・カラス、カルガモでは、主に麦、イネ、野菜の被害が発生している。カワウの水産被害は、現時点で確認されていないが近隣市町村で被害が確認されており、本町への飛来も懸念される。

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。  
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3)被害の軽減目標

指 標	現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度) [10%削減]	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
イノシシ	1.35	1,231	1.21	1,107
シカ	0.11	88	0.09	79
サル	1.84	1,402	1.65	1,261
アナグマ	0.25	1,246	0.22	1,121
カラス、カルガモ、ドバト、カワウ	0.00	0	0.00	0
0	0.00	0	0.00	0

(注)1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣捕獲班及び野生猿特別捕獲班を編成</li> <li>休日を中心に銃器と罠による捕獲活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲班員の高齢化</li> <li>捕獲班員の減少</li> <li>集落周辺での捕獲活動</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施していない</li> <li>防護柵の導入が停滞している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護柵の普及啓発</li> </ul>
生息環境管理に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>放任果樹や農作物の収穫残渣の除去の必要性等の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者の高齢化や担い手不足により、放任果樹や耕作放棄地等が増加している。</li> </ul>

(注)1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。  
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。  
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。  
 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲班員の確保及び捕獲に対する補助(手当等)の充実。広域的な一斉捕獲の実施。生息環境管理施策のため、誘引する餌の除去、集落や農地の環境改善、森林環境の保全・整備地域等を行うよう住民への呼びかけ、情報提供及び意識付けの強化を図る。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

新富町有害鳥獣対策協議会が編成する、野生猿特別捕獲班(3名)、有害鳥獣捕獲班(32名)に依頼して、捕獲体制を構築する

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	従来の銃器による駆除及び罠による捕獲を実施。 捕獲補助の充実を図ることによる、捕獲数の増。 広域的な一斉捕獲の検討。 有害鳥獣捕獲班員、野生猿特別捕獲班員の確保・育成。
	シカ	
	サル	
	アナグマ	
	カラス、カルガモ、ドバ	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

一年間の有害捕獲頭数は、生態系に影響のない頭数及び農林作物に影響を及ぼす個体を捕獲する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	45	45	45
シカ	15	15	15
サル	20	20	20
アナグマ	20	20	20
カラス カルガモ ドバト カワウ	800	800	800

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
被害の発生している地域については、1年を通じて捕獲できる体制とし、集落周辺では、罠による捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
導入に向けた協議を行い、必要に応じて導入する。			

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
導入に向けた協議を行い、必要に応じて導入する。			

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト カワウ	農家からの有害鳥獣被害の連絡を受け、現場を見に行く際に、放任果樹及び残渣、草刈りの指導を行い被害防止に取り組む。
令和6年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト カワウ	農家からの有害鳥獣被害の連絡を受け、現場を見に行く際に、放任果樹及び残渣、草刈りの指導を行い被害防止に取り組む。
令和7年度	サル イノシシ シカ アナグマ カラス カルガモ ドバト カワウ	農家からの有害鳥獣被害の連絡を受け、現場を見に行く際に、放任果樹及び残渣、草刈りの指導を行い被害防止に取り組む。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
新富町産業振興課	施策の立案、対策の実施、指導、周知広報、被害調査、捕獲許可等。
猟 友 会	野生鳥獣の分布状況把握、追払い、捕獲の実施等。
鳥獣被害対策実施隊	野生鳥獣の分布状況把握、追払い、捕獲の実施等。
鳥獣保護管理員	野生鳥獣の分布状況把握。
児湯農林振興局	情報提供、指導等。
警 察	周知広報、追払い等。

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

通報者 → 新富町役場 産業振興課	→ 児湯農林振興局 猟友会 鳥獣被害対策実施隊 鳥獣保護管理員
-------------------	--

(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、シカ・・・捕獲現場での埋設または食肉としての利活用(自家消費) サル、アナグマ、カラス、カルガモ、ドバト、カワウ・・・捕獲現場での埋設
---

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	イノシシ、シカ(自家消費)
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

なし
----

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし
----

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	新富町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
新富町産業振興課	施策の立案、対策の実施、指導、被害調査、捕獲許可等。
猟友会	野生鳥獣の分布状況把握、捕獲の実施等。
鳥獣保護管理員	野生鳥獣の分布状況把握。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
児湯農林振興局	情報提供、指導書

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月23日設置。実施隊員は役場職員9名。追い払い活動、侵入防止柵の設置、被害防止のための技術指導等を行う

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

### (4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

追い上げで効果をあげるには、餌場となる自然林が必要であり、人工林の伐採後は森林に実のなる木を植えるなど長いスパンの対策を講じなければならない。  
また、農作物の残渣等を放置しないなど集落を餌場と認識させない協力体制が必要である

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。